



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 7 8 号 令和 7 年 1 0 月 1 0 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 1 9	歳入の指定納付受託者を指定した件	文化の森振興センター
5 2 0	林業種苗法の規定に基づく講習会を開催する件	林業振興課
5 2 1	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	同
5 2 2	森林管理重点地域の指定を解除する件	同
5 2 3	森林管理重点地域の指定をする件	森林土木・保全課
5 2 4	令和 7 年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件	建設管理課

【企業局告示】

番 号	表 題	担当課名
1	特定調達契約について総合評価一般競争入札に付する件	

徳島県告示第五百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を文化の森総合公園文化施設においてコード決済を利用する観覧料の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社日本決済情報センター	東京都港区虎ノ門三丁目八番二七号 巴町アネックス二号館五階	令和七年九月十二日

徳島県告示第五百二十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、生産事業者の登録を受けようとする者を対象者として、講習会を次のとおり開催する。

令和七年十月十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

日 時	講 習 内 容	場 所
令和七年十一月十九日（水曜日） 午前十時から午後五時まで	一 種苗に関する法令 二 種苗の産地及び系統に関する事項 三 種苗の生産技術に関する事項	名西郡石井町石井字石井一六六 。番地 徳島県立農林水産総合技術支援 センター

徳島県告示第五百二十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
令和七年度徳島県森林クラウドシステム構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県農林水産部林業振興課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和七年八月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テミクス・グリーン
東京都港区六本木三丁目二番一号 六本木グランドタワー二十階
- 五 契約金額
三千九百九十三万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第五百二十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和七年十月十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ一〇の三

徳島県告示第五百二十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和七年十月十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ一〇の三

徳島県告示第五百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、令和七年度において県の締結する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和七年十月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 資格

特定調達契約に係る入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十八年徳島県告示第五十号。以下「審査要綱」という。）第五条第一項の規定による資格審査を受け、徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿への登載を決定された者とする。

二 資格審査の申請の時期及び方法

資格審査の申請の時期は、随時とし、資格審査の申請の方法は、審査要綱第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 審査要綱第三条に規定する申請書（以下「申請書」という。）の作成に用いる言語は、日本語とする。なお、その他の申請書に添付する書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 2 申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 3 外国人又は外国法人にあつては、審査要綱第三条第二号、第三号及び第五号に掲げる書類に代えて知事が適当と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 申請書等の提出は、記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。
- 5 申請書等の提出先は、次のとおりとする。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部建設管理課審査担当

（電話〇八八一六二二―二六二四）

三 資格に関する文書入手するための手段

資格に関する文書を手入するための手段は、1の場所において配布されるもの又は2の場所において掲載されるものを入手することとする。

- 1 徳島県の庁舎における配布場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部建設管理課審査担当

（電話。八八一六二二―二六二四）

- 2 徳島県電子入札ホームページにおける掲載場所

https://e-denshinysusatsu.pref.tokushima.lg.jp/archives/category/download/download_07/

四 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果については、審査要綱第三条の規定により申請書を提出した者に通知する。この場合において、資格がないと認められた者から請求があったときは、徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第三条第四項に定めるところにより通知する。

五 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた日から令和九年三月三十一日までとする。

六 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新手続は、審査要綱第三条及び第四条に定めるもののほか、二の1から5までに定めるところとする。

七 その他

資格審査の申請に係る変更届等については、審査要綱に定めるところによる。

徳島県企業局告示第一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十月十日

徳島県企業局長 勝間 基彦

一 入札に付する事項

- 1 工 事 名 R7企工 阿南工業用水道 送水管布設替工事（継続費）
- 2 工 事 箇 所 阿南市宝田町
- 3 工 事 概 要

施工延長 〃千九百八・七二メートル

シールド工一次覆工（鞘管工） 〃千八百九十五メートル

シールド工二次覆工（配管工） 〃千九百一メートル

立坑N〃三基、高圧噴射攪拌N〃五十三本、薬液注入N〃百八十九本

防音ハウスA〃千七百二平方メートル

- 4 施 工 期 間 契約締結日の翌日から令和十一年三月十日まで

- 5 設 計 金 額 三十七億七千五百八十四千円（税抜き）

- 6 入 札 方 式 一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）を適用する。）

- 7 この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、やむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、紙入札方式により参加することができる。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、1から4までに掲げる全ての事項に該当する特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であることとする。

- 1 共同企業体が（一）から（五）までの事項の全てに該当すること。

（一） 構成員数は三とする。

（二） 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

（三） 各構成員の出資比率は、二十五パーセント以上とする。

（四） 共同企業体の名称は「代表構成員名・構成員名・構成員名 送水管布設替工事共同企業体」とすること。

（五） 徳島県企業局建設工事共同企業体取扱要綱のうち第六条を除く要件を全て満たしていること。

2 全ての構成員が（一）から（七）までの事項の全てに該当すること。

（一） 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

（二） 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。

（三） 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置の対象となっていない者であること。

（四） 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（この工事に係る入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格審査申請書等」という。）の提出日前一年七月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の写しを提出できる者であること。

（五） 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の再審査を受けているものについては、これらの申立てがなされていない者とみなす。

（六） 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

（七） この工事に係る設計業務等の受託者でない者であり、かつ、当該受託者と資本面又は人事面において密接な関連がない者であること。

3 代表構成員が（一）から（六）までの事項の全てに該当すること。

（一） 令和七年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に、「土木一式工事」で記載されている者であること。ただし、この公告の日（以下「入札公告日」という。）において当該名簿に記載されていない者は、令和七年徳島県告示第五百二十四号（令和七年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争

争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件」により、この入札の入札参加資格審査申請書の提出期限までに資格審査の申請を行わなければならない。

(二) 土木工事業に係る建設業法第三条第六項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

(三) 2の(四)の総合評定通知書の土木一式工事の総合評定値(P)が千二百点以上の者であること。

(四) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注したシールド工事の元請けとして、平成二十二年四月一日から入札公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した工事における施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が二十パーセント以上のものに限る。

(五) (1)から(4)までの全ての事項に該当する専任の技術者をこの工事に配置できる者であること。

(1) 一級土木施工管理技士、一級建設機械施工(管理)技士若しくは技術士(技術部門が建設部門、農業部門「農業農村工学」、水産部門「水産土木」、森林部門「森林土木」又は総合技術監理部門(建設、農業「農業農村工学」、水産「水産土木」又は森林「森林土木」)の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者

(2) 建設業法第二十七条の十八第一項に規定する監理技術者資格者証(土木工事業に係るものに限る。)及び同法第二十六条第五項に規定する講習を受講した旨を証する書面を有する者

(3) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注したシールド工事の元請けとして、平成二十二年四月一日から入札公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した工事における工期の二分の一を超える期間において、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する政令で定める者としての施工経験を有する者であること。

なお、低入札価格調査制度に基づき増員して配置した技術者としての施工経験は対象としない。また、共同企業体の構成員の技術者としての施工経験は、出資比率が二十%以上に限る。

(4) 開札日以前に申請者と三か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。

なお、この工事は、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の兼務は認めない。

(六) 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

4 代表者以外の構成員が(一)から(三)までの事項の全てに該当すること。

(一) 令和七年度の参加資格業者名簿のうち、「土木一式工事」又は「水道施設工事」で記載されている者であること。ただし、この入札公告日において当該名簿に未記載である場合は、令和七年徳島県告示第五百二十四号(令和七年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法を定めた件)によりこの入札の入札参加資格審査申請書の提出期限までに資格審査の申請を行っている者に限る。

(二) 2の(四)の総合評定通知書の土木一式工事又は水道施設工事の総合評定値(P)が七百五十点以上の者であること。

(三) (1)及び(2)の全ての事項に該当する専任の技術者をこの工事に配置できる者であること。

(1) 参加資格業者名簿に土木一式工事で記載されている者にあつては一級土木施工管理技士、一級建設機械施工(管理)技士若しくは技術士(技術部門が建設部門、農業部門「農業農村工学」、水産部門「水産土木」、森林部門「森林土木」又は総合技術監理部門(建設、農業「農業農村工学」、水産「水産土木」又は森林「森林土木」)の国家資格を有する者又はこの建設工事の種類に関し、監理技術者資格者証を有する者

参加資格業者名簿に水道施設工事で記載されている者にあつては一級土木施工管理技士、一級建設機械施工(管理)技士若しくは技術士(技術部門が上下水道部門、衛生工學部門「水質管理」、「廃棄物管理」、「廃棄物・資源循環」又は総合技術監理部門(上下水道、衛生工学「水質管理」、「廃棄物・資源循環」)の国家資格を有する者又はこの建設工事の種類に関し、監理技術者資格者証を有する者

(2) 開札日以前に当該構成員と三か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

三 契約条項を示す場所及び期間

1 場所

徳島市万代町一丁目一番地

2 期間

徳島県庁八階 徳島県企業局経営企画課管財担当

令和七年十月十日（金曜日）から同年十二月三日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

四 入札説明書（入札概要書、設計図書等をいう。以下同じ。）の閲覧の場所及び期間並びに交付の方法

1 閲覧の場所

徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））
<https://e-ppi.pref.tokushima.lg.jp/bbs/open/front>

2 閲覧の期間

令和七年十月十日（金曜日）午前九時から同年十二月三日（水曜日）午後十二時まで

3 交付の方法

入札説明書を2の期間、徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲示する。

五 入札に参加する者に求められる事項

入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書等を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

1 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムによる提出ができない場合は、あらかじめ1の7ただし書のとおり事前に承認を得て、持参又は郵送により提出することができる。

2 受領期間、提出場所等

（一）電子入札システムにより提出する場合

令和七年十月十四日（火曜日）午前八時三十分から同月二十七日（月曜日）正午まで（電子入札システムの運用時間に限る。）

（二）持参により提出する場合

（1）受領期間

令和七年十月十四日（火曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）及び同月二十七日（月曜日）の午前九時から正午まで

（2）提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁八階

徳島県企業局経営企画課管財担当

（三）郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

（1）受領期間

令和七年十月十四日（火曜日）から同月二十七日（月曜日）までに必着のこと。

（2）宛先

郵便番号 七七〇一八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企業局経営企画課管財担当

六 入札参加資格審査申請書等の記載内容を証する書類の提出

入札参加資格審査申請書等を提出した者は、その記載内容を証する書類を次に定めるところにより提出しなければならない。

1 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

2 受領期間、提出場所等

（一）持参により提出する場合

（1）受領期間

令和七年十月二十八日（火曜日）及び同月二十九日（水曜日）
なお、この場合は、令和七年十月十四日（火曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）及び同月二十七日（月曜日）の午前九時から正午までの間に電話予約をしなければならぬ。

（2）提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁六階 企業局会議室

（3）電話予約の連絡先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企業局経営企画課管財担当

電話〇八八―六二二―三二五〇

(二) 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

(1) 受領期間

令和七年十月十四日（火曜日）から同月二十九日（水曜日）までに必着のこと。

(2)

宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企業局経営企画課管財担当

七 入札手続等

1 入札書及び工事費内訳書等の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムによる提出ができない場合は、あらかじめ一の7ただし書のとおり事前に承認を得て、持参又は郵送により提出することができる。

2 入札書及び工事費内訳書等の提出の期間及び場所

(一) 電子入札システムにより提出する場合

令和七年十二月一日（月曜日）午前八時三十分から同月三日（水曜日）正午まで（電子入札システムの運用時間に限る。）

(二) 持参により提出する場合

(1) 期間

令和七年十二月一日（月曜日）及び同月二日（水曜日）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）並びに同月三日（水曜日）午前九時から正午まで

(2) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁八階 徳島県企業局経営企画課管財担当

(3) 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

イ 期間

令和七年十二月一日（月曜日）から同月三日（水曜日）までに必着のこと。

ロ 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企業局経営企画課管財担当

3 開札の日時及び場所

(一) 日時

令和七年十二月四日（木曜日）午前十時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁六階 企業局会議室

4 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金

免除

(二) 契約保証金

要

6 入札の無効

(一) 五により入札参加資格がないと認められた者、五若しくは六について虚偽の申請等をした又は五により入札参加資格の確認を受けたが落札決定の時点において二の1から4までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなった者の行った入札

(二) 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第二十四条各号又は競争契約

入札心得第五の各号のいずれかに該当する入札

(三) 入札説明書で無効と定める入札

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、8の落札者決定基準により得られた

評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、8の落札者決定基準により得られた評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき同じ評価値の者が二者以上ある場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

8 落札者決定基準

予定価格の制限の範囲内で入札を行った全ての入札参加者について、開札終了後に、既に提出されている入札参加資格審査申請書等その他資料に基づき(一)の総合評価の方法により評価値の算定を行い、評価値の最も高い者を落札者として決定する。ただし、その入札が無効又は失格となつた場合及び有効な入札を行った者が一者の場合は、評価値の算定は行わない。

(二) 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となつた者を除く。）に対して、次の方法により算出される評価値をもって総合評価を行う。

評価値Ⅱ（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

(1) 基礎点は、入札参加資格の要件を満足する場合に100点とする。

(2) 加算点は、次の方法により算出する。

加算点Ⅱ（二）の入札の評価に関する基準により算出された得点の合計÷低入札による

減点（減点措置に該当する場合にあつては、当該減点措置に応じた点を減点する）÷1

30点（配点の合計）×30点

(3) 評価値は、小数第三位（小数第四位四捨五入）止めとする。

(4) 加算点は、小数第一位（小数第二位四捨五入）止めとする。

(5) 入札価格は、億円単位とし、小数第五位（小数第六位切上げ）止めとする。

(二) 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目及び配点は、次の表のとおりとする。

評価項目	配点
技術提案	四十点
簡易な施工計画	四十点
企業の施工能力	二十点
配置予定技術者の施工能力	十点
地域貢献度	五点
地域精通度	十五点

八 契約手続に関する事項

1 この工事の請負契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要である。

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県企業局経営企画課管財担当

徳島市万代町一丁目一番地

電話 〇八八―六二二―三二五〇

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

九 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 問合せ先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企業局経営企画課管財担当

電話 〇八八―六二二―三二五〇

十 Summary

1 Subject Matter of the Contract

Anan Industrial Water Supply Pipe Replacement Construction Work

2 Period for the submission of tenders

- (ㄱ)Electronic Bidding System:Opens at 8:30 on December 1st, 2025 and closes at 12:00 on December 3rd, 2025
- (ㄴ)Hand delivered submissions:December 1st and 2nd, 2025 9:00 to 17:00 (Office closed from 12:00 to 13:00), or December 3rd, 2025 9:00 to 12:00
- (ㄷ)Postal submissions:Must arrive between December 1st and 3rd, 2025
- ㄹ For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefecture Public Enterprise Bureau, Management Planning Division
1-1 Bandai-cho Tokushima City
Phone: 088-621-3250